

## 損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を下記のとおり決定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 事案の概要

周西南中学校の学校事務職員が、平成 29 年 3 月から令和 5 年 3 月までの間、同校生徒の保護者から納入された学校納入金の一部を私的に流用していたことにより、同校生徒に係る修学旅行積立金に不足が生じ、損害を与えたもの。

#### 2 損害賠償の相手方

周西南中学校に在籍する生徒の保護者 163 名

#### 3 損害賠償の額

相手方に対し、損害賠償金 8,455,848 円を支払う。

令和 5 年 6 月 12 日提出

君津市長 石井 宏子